

栃木県警察職員の勤務時間等に関する訓令

平成12年12月28日

警察本部訓令乙第38号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）ほか関連条例、規則等に定めるところによるほか、栃木県警察職員の勤務時間、休日、休暇、職務専念義務の免除、欠勤及び育児休業に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 勤務制
- 勤務時間等
- 時間外勤務
- 当直勤務
- 休日勤務
- 欠勤
- 休業
- 休職

等の項目からなっている。